

◆不当判決…（国策による）原発事故、国の責任認めず 最高裁、避難者訴訟で初判断  
対策命じても「防げず」

◇良識…裁判官の 1 人、事故は予見でき浸水対策も講じさせれば事故は防げたと反対意見

「東京電力福島第一原発事故で被害を受けた住民らが国に損害賠償を求めた 4 件の集団訴訟で、最高裁第二小法廷（菅野博之裁判長）は 17 日、国の責任を認めない判決を言い渡した。「現実の地震・津波は想定よりはるかに大規模で、防潮堤を設置させても事故は防げなかった」と判断した。裁判官 4 人のうち 3 人の多数意見で、1 人は国の責任を認める反対意見を述べた。

一方、反対意見を述べた検察官出身の三浦守裁判官は、国の規制権限は「原発事故が万が一にも起こらないようにするために行使されるべきもの」と強調した。信頼性が担保された長期評価を元に事故は予見でき、浸水対策も講じさせれば事故は防げたと指摘。国は東電と連帯して賠償義務を負うべきだと主張した。東電と国を訴えた集団訴訟は全国で 32 件あり、約 1 万 2 千人が計約 1,100 億円の賠償を請求している。

最高裁は、先行した福島、群馬、千葉、愛媛の 4 訴訟について判断。東電に対しては 3 月に約 3,700 人に計約 14 億 5 千万円の賠償を確定させた。この日は、高裁段階で結論が割れた国の責任について初の統一判断を示した。判決後、松野博一官房長官は会見で「引き続き被災された方々に寄り添い、福島の復興再生に全力で取り組みたい」と述べた。（根岸拓朗）

■＜解説＞不作為のそしり、免れない

対策を取ったとしても事故は防げなかった、だから国に責任はない。東京電力福島第一原発事故をめぐる最高裁判決は、こう言っているに等しい。

津波予測の信頼性や、何度も対策を求める機会があったことには踏み込まず、事故を回避できたかどうかだけで判断した。当時の「緩い」規制の水準を追認。国が命令を出さなかった妥当性について論じることを避けたとも言える。

原発は国策で推進されてきた。事故の被害は取り返しがつかないからこそ、国の規制は専門性を踏まえて最善を尽くすことが期待されてきた。「深刻な災害が万が一にも起こらないように——」。1992 年の四国電力伊方原発をめぐる最高裁判決は、こう説いた。

しかし、その「万が一」が起きてしまった。2002 年の予測公表から 9 年近くの時間があり、津波が弱点であること、炉心溶融に至る可能性があることも議論されていた。にもかかわらず、東電も国も動きが鈍いままだった。

事故の結果の大きさを考えると、「規制当局に期待される役割を果たさなかった」という仙台高裁判決の指摘はなお重い。今回の最高裁判決での反対意見も「規制権限の行使を担うべき機関が事実上存在していなかった」と国の対応を批判した。機器の防水など最低限の対策をしていれば、被害は少しでも小さくなったかもしれない。不作為のそしりは免れない。

岸田政権が閣議決定した骨太の方針には、原発の最大限活用が盛り込まれた。安全最優先

をうたうものの、原子力規制委員会は審査を済ませた原発でもリスクは残ると明言している。事故は、対策の落とし穴を突いて起こるものだ。事故が起きても国は責任を取らない。その事実を踏まえたうえで、原発活用の是非は議論されるべきだろう。(編集委員・佐々木英輔) (「朝日新聞」2022年6月18日付け)

■判決骨子

- ・福島第一原発の事故以前の津波対策は防潮堤の設置が基本だった
- ・国の地震予測「長期評価」に基づく東電の津波予測には合理性があった
- ・だが、実際の地震・津波は長期評価に基づく想定よりはるかに大規模だった
- ・国が長期評価を前提に東電に防潮堤を設置させても事故は避けられなかった



【原発避難者訴訟の判決に向けて、最高裁に入る原告団ら=2022年6月17日午後1時17分、東京都千代田区】

原発事故をめぐり国の責任が問われた裁判



【原発事故をめぐり国の責任が問われた裁判】